

# 社会福祉法人茶ノ木台くらぶ役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茶ノ木台くらぶ定款第8条及び第21条で定める事項において、役員等の報酬を次のように定めるものとする。

- (1) 評議員会の開催に際し、評議員及び役員（理事及び監事）に対する役員等報酬は、評議員会に出席の都度1万円を支給する。
- (2) 理事会の開催に際し、役員（理事及び監事）に対する役員等報酬は、理事会に出席の都度1万円を支給する。
- (3) 書面等による意見の提出により出席と認められる評議員又は役員（理事及び監事）に対する役員等報酬については、評議員会及び理事会等に出席しない場合は適用しない。
- (4) 評議員及び役員（理事及び監事）が評議員会及び理事会等に出席した場合において、理事長が特に認める範囲において所要の交通費等を支給するものとする。

## (委任)

第2条 この規程において、その他の必要事項が生じた場合は理事長に委任する。

## 附 則

### (施行)

第3条 この規程は、平成17年5月29日より施行する。

平成29年6月17日 改正